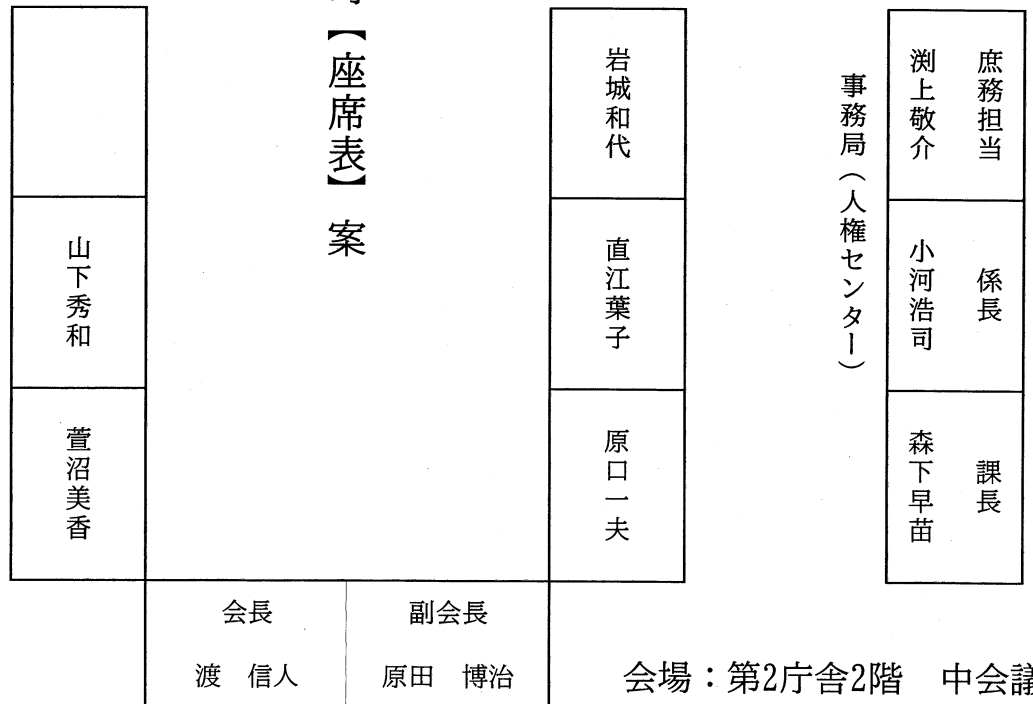


※市長退席後は「 ← 」のおりご移動ください。

スピーカー

審議時【座席表】案



会場：第2庁舎2階 中会議室

## 「改定」と「改正」について

### 改定

改定は「以前のを改めて新しく定める」ことをいう。  
改定の「定」は「定める」ことなので、既存のものに変更を加えて新たにルールを決めるという意味合いで使われる。

古賀市人権施策基本指針は「改定」にあたります。

### 改正

「改正」は、規則、法律などを改める場合に使う。  
改め直すことであるが、直してよくなる意が強い。  
ただし、「改正」は社会制度、組織などの大きな制度や機構には用いられない。

※「改定」と「改正」の違いは、「変更する」か「間違いや良くない部分を正す」かの違いとなります。

◆字句の訂正・誤植・追加等について

古賀市人権施策基本指針改定案に、以下のとおり誤植や訂正、追加を要する箇所がありました。

お詫び申し上げますとともに、以下のとおり修正をお願いいたします。

① 8ページ 部落差別（同和問題）

下から11行目

誤：た<sub>レ</sub>差別発言や ⇒ 正：た差別発言や（不要な<sub>レ</sub>を埋めます）

② 9ページ 部落差別（同和問題）

下から7行目

誤：つなげていく発展的 ⇒ 正：つなげていく、発展的（「、」を追加）

③ 9ページ 部落差別（同和問題）

下から1～2行目

誤：スキルアップや、関係機関と連携を図り、相談機能・体制の充実に努めます。

正：スキルアップを図り、関係機関と連携、相談機能・体制の充実に努めます。

④ 12ページ 子どもの人権問題

上から20行目（＝○の9個目）

誤：子どもを取り囲む大人 ⇒ 正：子どもを取り巻く大人

⑤ 13ページ 高齢者の人権問題

上から21行目（＝○の5個目）

誤：高齢者に対する不安や悩み

正：高齢者及び高齢者の養護者が抱える不安や悩み

⑥ 15ページ 外国人の人権問題

上から3行目

誤：与えるのみでなく ⇒ 正：与えるのみならず

⑦ 15ページ 外国人の人権問題

下から3～4行目

誤：とれるような支援に取り組みます。

正：とれるよう、支援に取り組みます。

⑧ 18ページ 災害に伴う人権問題

上から6～7行目

誤：日常生活の中でも、危険が隣り合わせなのです。

正：日常生活の中でも、発生する危険は隣り合わせなのです。

古賀市人権施策年表に関する訂正など
-------------------

1972年

中学校歴史教科書部落問題記述 → 「記述」を「記載」に訂正。

2000年

男女共同参室を男女共同参画局に体制強化 → 男女共同参画室「画」を追記。

2001年

配偶者暴力防止施行 → 配偶者暴力防止法施行 「法」を追記。

2021年

改正プロバイダー責任制限法の成立 → プロバイダー責任制限法の改正  
(表記変更)

2021年

中学校教科書に部落差別解消推進法記載 ※年表に追加いたします。

項番	委員名	関係課	資料のページ	質問内容	回答
1	萱沼委員	人権センター	4ページ (1)改定の趣旨	新型コロナウイルス感染症にかかる人権侵害の問題は、当初は医療従事者など特定業種の人々や家族に対するものが主でしたが、その後、地域、年齢、性別等に関わらず、誰もが人権侵害の被害者ともなり、加害者ともなる状況が全国的に広がったと思います。それにより、改めて人権侵害は対岸の火ではなく、我が事として意識されるようになった大きな契機となったと思います。その点を含んだ表現を検討していただきたいです。	16ページに掲載しております、「感染症患者等に関する人権問題」の14行目にご指摘いただきました点を含めた表現追記いたしました。（別紙5をご参照ください）
2	萱沼委員	人権センター	10ページ 女性の人権問題	説明文が終始「活躍」の内容になっている点が気になります。社会参加や就業機会の確保とともに、DVやハラスメントといった命の危機や、貧困の問題につながる課題も重要かと思えます。 取組内容の○に、その点は記されているのですが、説明文にも含まれる方が、就業などを通じて社会参加している女性以外の、多様な女性も包括して人権問題として取り組んでいる姿勢が示せるのではないのでしょうか？	10ページ「女性の人権問題」の説明文を変更いたしました。（別紙5をご参照ください）
3	萱沼委員	福祉課 健康介護課	13ページ 高齢者の人権問題	現在、国で進められている地域包括ケアや、70歳現役社会の実現においては、高齢者の社会参加や就業機会の確保といった点が含まれているかと思えます。よって、高齢者の人権問題においても、健康状態や年齢などに関わらず、地域で尊重されることを記す部分が含まれても良いのではないかと思います。	13ページ「高齢者の人権問題」の説明文を変更いたしました。（別紙5をご参照ください）

項番	委員名	関係課	資料のページ	質問内容	回答
4	萱沼委員	福祉課 健康介護課	13ページ 高齢者の人権問題	高齢者に限らず社会的支援を要する人・家族に共通するものだと思いますが、今後、一人暮らし高齢者が古賀市においても増加していくことを考えると、まず高齢者の部分に「社会的孤立や孤独」をなくし、共生社会の実現をめざしていくといった表現が含まれていても良いのではないかと思います。社会的孤立が人権侵害につながっていくことがありますので、重要なキーワードだと思います。	13ページ「高齢者の人権問題」の説明文を変更いたしました。（別紙5をご参照ください）
5	萱沼委員	総務課	18ページ 災害に伴う人権問題	【2・災害の対応】この部分の取り組み〇の一つ目で、日頃から災害に備える「自助」の重要性に努めます。という点が気にかかります。災害に対する日頃からの取り組みは、自助のほか、地域などによる相互扶助やその地域などの取り組みを支援する公助も重要なのではないのでしょうか？近年、地域のコミュニティ機能として、災害時の役割の重要性が再認識されている点からも、表記の表現等、検討していただければと思います。	18ページ「災害に伴う人権問題」の2・災害の対応の説明文を変更いたしました。（別紙5をご参照ください）
6	萱沼委員	人権センター	20ページ さまざまな人権問題	説明文の「人身取引の問題」は、日本・古賀市在住の人々にとっては、この表現では「身近な人権問題だ」とすぐにピンとくるのは難しいのではないのでしょうか？主として日本では女性や外国人に対する性的搾取が問題視されていることから、取り入れられたと推察します。よって、表記においては（ ）に具体的な侵害の内容を表記してはいかがでしょうか？ 例）人身取引の問題（強制労働、強制結婚、性的搾取など）	（ ）に具体的な侵害の内容表記するよういたします。 （修正案） 人身取引の問題（強制労働、強制結婚・偽装結婚、臓器売買、性的搾取など）

項番	委員名	関係課	資料のページ	質問内容	回答
7	萱沼委員	人権センター	21ページ 下から4行目 (人権教育・啓発の展開)	P21で人権と関わりの深い公務員、教職員～、という表現は、P24で用いている「特定職業従事者」と表現するのが良いと思います。よって、P21に用語解説を入れた上で、「特定職業従事者」と表現するのが良いと思います。現行では、P24で説明なく突然「特定職業従事者」という言葉が出てくるので、一般市民の方には分かりにくいかと思います。 (※用語の表記についての御助言)	21ページの表現は、「特定職業従事者 <sup>※</sup> 」と修正し、用語解説にも入れるようにし、24ページの <sup>※</sup> は削除するようにいたします。 (修正案) 特に、人権と関わりの深い特定職業従事者 <sup>※</sup> （公務員、教職員、保健や福祉、医療関係者等）への教育はもとより、～
8	萱沼委員	人権センター	24ページ (②職員の意識変革)	ここでいう「職員」とはどのような人々を指すのかご質問します。正規雇用の役所職員のみなのか、非正規や派遣を含む職員なのか、またさまざまな委託事業先の職員も含むのか、その範囲についてお訪ねです。例えば、福祉分野では、市民と対面対応する事業が委託されています。そこでの対応が人権意識に基づきなされることが重要だと思われるため、質問いたしました。	ここでの「職員」は、市で雇用されている、任期の定めのない職員、任期付職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員、嘱託職員を指します。（地方公務員法で定められている職員）事業所が雇用する委託事業先の職員や派遣職員は、25ページの「関係機関・団体とのネットワークの構築」に記載されている、事業者にあたり、連携を図り、共働して権教育・啓発の取組を進めてまいります。
9	直江委員	人権センター	12ページ 下から4行目 (子どもの人権問題)	「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」とはどのようなことを意味しますか？	「つらいときや苦しいときに助けを求めてもよいということを学ぶ教育」のことを意味します。いじめを苦にした児童生徒の自殺が大きな社会問題となる中、2016年4月に自殺対策基本法の改正で、学校における児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれました。12ページ「子どもの人権問題」を変更いたしました。（別紙5をご参照ください）

項番	委員名	関係課	資料のページ	質問内容	回答
10	直江委員	人権センター	7ページ上から 2行目 (人権施策の基本理念 ○「交流」)	(現文) さまざまな機会を通して市民や人権問題に関係する団体がそれぞれの取組を認め合い、支え合っていくことができるよう相互交流の支援に努めます。 (案) 市民や人権問題に関する団体が、さまざまな機会を通してふれ合うことで、それぞれの取組を認め合い、支え合っていくことができるよう相互交流の支援に努めます。 (※文書に関する御助言)	「理念とは、ある物事における根本的な考えを意味するもの」とし、第2章の人権施策の基本理念は基本変えない方針でいくこととしました。 ※意味は損なわず、文書を読みやすくする目的で、主語を最初に持つてくる形で御助言いただいたものと受け取っております。ありがとうございます。
11	直江委員	人権センター	4ページ 上から10～11行目 (改正の趣旨) 16ページ上から12行目 (感染症患者等に関する 人権問題)	表現を統一した方が良いのではないのでしょうか？	ご質問いただきました4ページ、16ページともに、似た内容の文章となっておりますが、16ページは、(コロナ禍の自粛の中)インターネットやSNSを使った問題が起きたことから、そのことにふれて記載しております。
12	原田委員	人権センター	8ページ 部落差別(同和問題)	3行目に「本市においては～」とあるが、どこまでは本市の状況なのかを明確にする方がいいと思う。10行目の「差別意識の解消には至っていない状況です。」までが本市の状況ならば、次の「さらに、インターネット上で～」は全国的な状況なのか？ もしそうなら、「さらに、インターネット上で～」は改行し、「さらに、全国的にはインターネット上で～」と続ける方が分かりやすいと思う。	10行目までが本市の状況です。改行を行い、「さらに、全国的にはインターネット上で～」と表記するよういたします。
13	原田委員	人権センター	20ページ さまざまな人権問題	本年度の人権施策審議会の答申書で取り上げた、中高年の引きこもり問題「8050問題」をどこかで頭出ししてもらいたい。書き込むとすれば、「さまざまな人権問題」ではないか。「8050問題」は今後、ますます深刻な問題になる可能性が大きい。今後行政や地域社会でどう対応すべきか検討を進めます。というような内容にしたい。	「8050問題」については、13ページ「高齢者の人権問題」に掲載することといたしました。※古賀市第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画(2021～2023)に明記しており、施策として「8050問題」を古賀市地域包括ケアシステムの中で対応していくこととしているため。



## 女性の人権問題

## 10 ページ

2003（平成15）年、内閣府男女共同参画推進本部により「社会のあらゆる分野において、2020（令和2）年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」いわゆる「202030」の目標が掲げられました。

2015（平成27）年に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定され、雇用主としての民間企業等及び、国・地方公共団体は、女性の採用比率や管理職比率の数値目標を盛り込んだ事業主行動計画を策定することが定められました。

2018（平成30）年には、国会や地方議会の選挙で候補者の数をできるだけ男女均等にしよう政党に努力を求める「政治的分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。しかし、2020（令和2）年度に策定された「第5次男女共同基本計画」において、「指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるようめざして取組を進める」と「202030」の目標期限が先送りされるなど、多くの課題が残されています。

また、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV<sup>\*</sup>）。以下「DV」という。）やセクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力や性的嫌がらせは大きな社会問題となっており、人権侵害の根絶に向けた取組が求められています。さらに、今日においても「男性は仕事、女性は家庭」といった性別に基づく固定的な役割分担意識は根強く残っており、性別にまつわる不平等や困難、また雇用形態における男女格差は大きく、男女共同参画に向けた意識の改革を促していくことが求められています。

男女共同参画は男女それぞれの自己実現の課題です。市民と行政が将来に向かって、男性と女性が対等なパートナーシップで真の男女平等を達成することにより、こころ豊かに暮らせるまちづくりをめざさなければなりません。

本市においては、2016（平成28）年度には、「古賀市における女性職員の活躍に向けた特定事業主行動計画」を策定しました。

また、2021（令和3）年度には、「第3次古賀市男女共同参画計画」を策定し男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していきます。

## 子どもの人権問題

12 ページ

- 18歳未満の「ヤングケアラー」と思われる子どもを、教育や福祉等の関係機関が連携を行い、早期発見することにより、本来守られるべき子どもの権利を守り、健やかに成長できるよう支援します。
- 2019（平成31）年に策定した「古賀市子どもの未来応援プラン」に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。
- 2019（平成31）年に策定した「古賀市いのち支える自殺対策計画」に基づき、児童生徒が、**つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育など）**をさらに推進していきます。
- インターネット上の犯罪や人権侵害から児童生徒を守るため、学校が配布したパソコン端末のフィルタリングを強化するとともに、児童生徒や保護者に対する情報モラル教育を充実させます。

## 高齢者の人権問題

## 13 ページ

高齢者人口が今後も確実に増加していく中で、高齢者が住み慣れた地域で、**人生の最期まで尊厳をもって自分らしく**生活を送るためには、高齢者の権利擁護の理念を踏まえた地域社会の構築と、介護予防を含めた一体的な介護・医療サービス体制が不可欠です。

高齢者の権利擁護については、医療・介護・福祉の専門家が連携し、継続的に支援していくことが極めて重要となります。

全国的には、認知症や介護を必要とする高齢者に対する誤った認識、介護疲れや経済的困窮などが原因となり、家族などによる身体的、心理的、性的、経済的虐待及び介護等の放棄（ネグレクト）が生じています。

**また、80代高齢者と成人後も親に生活を依存している「8050問題」や社会的孤独や孤立など高齢者を取り巻く課題は複雑化・多様化しています。**

これらの課題解決のため、実効性のある取組を展開していかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、本市では2021（令和3）年度に「古賀市地域包括支援センター」を、各中学校区に1か所ずつ増設し、高齢者に対するきめ細やかな支援を行うための体制整備を行いました。

- 高齢者が「住み慣れた地域でともに支え合い、最期まで安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に、「古賀市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」に基づき施策の推進を図ります。
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の責務等を踏まえ、虐待の早期発見と防止を趣旨とする啓発の取組を推進します。
- 8050問題や高齢者の孤立化など複雑化・多様化した問題に対応できるよう包括的相談支援体を強化し、高齢者の人権が尊重され、住み慣れた地域で暮らしていくことができる社会を構築します。**
- 高齢者の人権侵害の問題を解決するため、社会全体で支援していくシステムの構築を図ります。
- 民生委員、福祉委員などとの連携を強化し、高齢者の状況把握に努めます。
- 高齢者及び高齢者の養護者が抱える不安や悩み等さまざまな問題**についての相談機関の周知に努めるとともに、相談事業の充実・強化を図ります。

**感染症患者等に関する人権問題****16 ページ**

HIV、ハンセン病等の感染症は、感染症についての知識や理解の不十分さなどから生じる偏見や差別によって、家族を含めて社会生活の中で苦しみ、現在もなお生きづらさを抱えている人がいます。

ハンセン病は適切な治療で完治することができるにもかかわらず、過去には恐ろしい病気と誤解され、患者を強制隔離する政策が行われ、療養所入所者の多くは、長期間隔離されるなど家族や親族などとの関係を断たれただけでなく、社会での差別・偏見や入所者自身の高齢化等により、完治後も療養所に残らざるを得ないなど復帰が困難な状況です。このような中、2019（令和元）年11月に「ハンセン病問題基本法」が一部改正され、ハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないとされました。

近年、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、インターネットやSNS<sup>※</sup>等で、感染者や、その家族、医療従事者等に対する、差別的な書き込みなど、不安や恐れから生じる嫌悪や、そのことに伴う偏見や差別などの人権問題が発生しました。**その後、誰もが人権侵害の被害者にも、加害者にもなる状況が全国的に拡がりました。それにより、改めて人権侵害を自分事として意識されるようになる契機となりました。**

2021（令和3）年2月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応し、差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務規定が設けられました。

- 感染症患者に対する、偏見や差別の解消は行政の責務であるとの認識の下、啓発や広報活動に取り組みます。
- 感染症等に関する正しい知識の普及を図るとともに、学校においては子どもの発達段階に応じた人権教育に取り組みます。
- 感染症等に関する相談についての相談機関の周知に努めるとともに、相談事業の充実・強化を図ります。

## 災害に伴う人権問題

## 18 ページ

## 2. 災害の対応

近年においても、2016（平成28）年4月に発生した熊本地震、2020（令和2）年7月に発生した九州での記録的な豪雨など災害が繰り返し発生しています。

このような状況において避難所生活の中では、プライバシーが守られにくいことのほかに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人、性的マイノリティ<sup>\*</sup>、女性に対する十分な配慮が行き届かないことなどの人権課題が顕在化しました。

また、長期化する避難生活のストレスから暴力や虐待などの人権侵害も問題となっています。

- 災害時に他者へ配慮し、冷静に判断ができるよう、日頃から災害に備える「自助」の重要性の啓発に努めます。
- 災害時にさまざまな事情がある被災者に配慮が行き届くよう、「共助」の担い手となる自主防災組織等が、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、多様な視点を取り入れた防災体制を確立できるよう、支援に努めます。
- 避難所でのプライバシーの確保、トイレや女性用スペースの適切な配置などを定めた「古賀市避難所運営マニュアル」に基づき、体制の整備に努めます。